

## 7. 学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて

〔平成21年9月16日〕  
学 長 裁 定  
改正 平成22年 1月27日

岡山大学（以下「本学」という。）の学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業（定期試験を含む。以下同じ。）等の取扱いについて、次のとおり定める。

（定義）

第1 この裁定における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 休講 授業を取りやめることをいう。
- 二 公欠 一定の条件を満たすことにより授業に出席したものとみなす取扱いとする授業の欠席をいう。
- 三 出席停止 学校保健安全法第19条に規定する出席停止をいう。

（気象警報が発表された場合等の取扱い）

第2 気象警報が発表された場合及び学生が通学に利用する交通機関が運行休止になった場合の休講、公欠等の取扱いは、別紙1に定めるとおりとする。

（学生の親族が死亡した場合の取扱い）

第3 学生の親族が死亡した場合で、学生が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のために通学できないときの公欠の取扱いは、別紙2に定めるとおりとする。

（学生が感染症に罹患した場合の取扱い）

第4 学生が感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合の出席停止、公欠等の取扱いは、別紙3に定めるとおりとする。

（一授業科目当たりの公欠の制限）

第5 第2から第4までの規定にかかわらず、一の授業科目について公欠扱いとすることができる回数は、当該授業科目の授業回数の4分の1を超えることができないものとする。

（その他）

第6 第2から第4までに定めるもののほか、学生の通学が困難となる事由が発生した場合であって、学長が特別の事情があると認めるときの授業等の取扱いについては、その都度学長が定める。

附 則

この裁定は、平成21年9月16日から実施する。

附 則

この裁定は、平成22年4月1日から実施する。

## 気象警報・交通機関の運休 【休講, 公欠等】

I 本学の所在地に気象警報（暴風警報, 暴風雪警報及び大雪警報に限る。）が発表された場合

1 本学のキャンパスを含む地域に, 暴風警報, 暴風雪警報又は大雪警報（三朝キャンパスにあっては大雪警報を除く。）が発表された場合の授業は, 次のとおり取り扱う。

一 昼間に開講する授業

イ 気象警報が, 午前 6 時から午前 8 時 40 分（授業開始時刻）までに出ている場合は, 全ての授業を休講とする。なお, 気象警報が, 午前 8 時 40 分までに解除されても, 全ての授業は休講とする。

ロ 授業開始後に気象警報が出された場合は, 次の時限以降の全ての授業を休講とする。

二 夜間に開講する授業

イ 気象警報が, 午後 3 時から午後 6 時（授業開始時刻）までに出ている場合は, 全ての授業を休講とする。なお, 気象警報が, 午後 6 時までに解除されても, 全ての授業は休講とする。

ロ 授業開始後に気象警報が出された場合は, 次の時限以降の全ての授業を休講とする。

2 対象となる気象警報が発表されている地域

一 岡山市内にある本学の「津島キャンパス」, 「鹿田キャンパス」, 「その他キャンパス」及び玉野市並びに瀬戸内市にある本学のキャンパスで行われる授業については, 岡山地方気象台から発表の「岡山地域」又は「岡山県南部地域」或いは「岡山県全域」

二 本学の倉敷キャンパスで行われる授業については, 岡山地方気象台から発表の「倉敷地域」又は「岡山県南部地域」或いは「岡山県全域」

三 本学の三朝キャンパスで行われる授業については, 鳥取地方気象台から発表の三朝町を含む地域

四 上記以外の本学のキャンパスで行われる授業については, 当該キャンパスの所在地の管轄気象台から発表のその所在地を含む地域

注) 岡山地方気象台から気象警報が発表される場合の発表地域区分は, 「岡山県全域」, 「岡山県南部地域」, 「岡山県北部地域」に区分され, さらに細分した地域区分として, 南部は 5 地域（「岡山地域」, 「東備地域」, 「倉敷地域」, 「井笠地域」, 「高梁地域」）に, 北部は 4 地域（「新見地域」, 「真庭地域」, 「津山地域」, 「勝英地域」）に区分されている。

その地域区分で, 岡山地域とは, 岡山市, 瀬戸内市, 玉野市, 加賀郡（吉備中央町）で, 倉敷地域とは, 倉敷市, 総社市, 都窪郡（早島町）である。

3 休講の周知方法等

一 休講の周知は, G m a i l, 学内掲示, 本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。なお, 授業開始後に気象警報が出された場合は, 学内掲示等により周知するとともに, 授業中のものにあつては, 授業担当教員を通じて周知するものとする。

二 休講決定後, 直ちに下校することが危険な場合には, 学内の施設で待機できるものとする。

#### 4 課外活動の取扱い

休講措置がとられた場合、課外活動は全て禁止とする。

### II 上記 I による休講措置の対象とならない気象警報が発表されて通学が困難な場合及び通学に利用する交通機関が運行休止になった場合

#### 1 休講措置の対象とならない気象警報（注 1）や交通機関の運行休止（注 2）により通学が困難な場合は、届出により、出席できなかった授業を公欠扱いとする。

注 1 休講措置の対象とならない気象警報とは…

上記 I の対象となる気象警報以外の気象警報，又は本学のキャンパス地域には気象警報が出ていないが，学生が住んでいる地域に気象警報が出て通学が困難な場合を言う。

注 2 交通機関の運行休止とは…

気象現象又は地震により，鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり通学が困難な場合を言う。（それ以外の理由による公共交通機関の運行休止を含む。）

#### 2 公欠の届出

公欠の届出は，後日，別紙様式 1 「授業公欠届（気象警報・交通機関の運休）」により，学生が所属する学部，研究科，特別支援教育特別専攻科，養護教諭特別別科の教務担当係（以下「学部等の教務担当係」という。）へ交通機関の運行休止を明らかにする書類と共に提出するものとする。

学部等の教務担当係は，届出を受理した場合は，その写しにより授業担当教員へ連絡する。

### III 休講及び公欠の授業の取扱い

一 休講となった授業については，後日，原則として補講を行うものとする。

二 公欠の場合は，原則として補講は行わず，授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

## 忌引き 【公欠】

- 1 学生が、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため出席できなかった授業については、届出により、公欠扱いとする。
- 2 公欠となる親族の範囲
  - 一 配偶者
  - 二 1親等（父母，子）
  - 三 2親等（祖父母，兄弟姉妹，孫）
- 3 公欠となる期間

次に掲げる期間とする。なお、葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。

  - 一 配偶者の場合は、死亡した日から起算して連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
  - 二 1親等の場合は、死亡した日から起算して連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
  - 三 2親等の場合は、死亡した日から起算して連続3日（休日を含む。）の範囲内の期間
- 4 公欠の届出は、葬儀等の行事を終えた後、別紙様式2「授業公欠届（忌引き）」により、学生が所属する学部等の教務担当係へ会葬礼状等と共に提出するものとする。

学部等の教務担当係は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡する。
- 5 公欠の授業の取扱いは、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

## 感染症 【出席停止，公欠等】

### I 学生が感染症に罹患した場合

- 1 学生が，次表の感染症に罹患した場合は，医師の診断に基づき，出席停止とする。

種類	病名
第1種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。），鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。），新型インフルエンザ等感染症，指定感染症，新感染症
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。），百日咳，麻疹，流行性耳下腺炎，風疹，水痘，咽頭結膜熱，結核

- 2 出席停止の期間は，次表の期間を基準に，医師に治癒したと診断されるまでとし，医師の発行する次の項目が記載された診断書（治癒証明書）に基づき措置する。

- 一 病名
- 二 罹患期間

感染症の種類	出席停止の期間
第1種	第1種の感染症に罹患した者については，治癒するまで。
第2種	第2種の感染症に罹患した者については，次の期間。ただし，病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは，この限りでない。 イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては，解熱した後2日を経過するまで。 ロ 百日咳にあつては，特有の咳が消失するまで。 ハ 麻疹にあつては，解熱した後3日を経過するまで。 ニ 流行性耳下腺炎にあつては，耳下腺の腫脹が消失するまで。 ホ 風疹にあつては，発疹が消失するまで。 ヘ 水痘にあつては，すべての発疹が痂皮化するまで。 ト 咽頭結膜熱にあつては，主要症状が消退した後2日を経過するまで。 チ 結核にあつては，病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。

- 3 学生が，出席停止となった期間に出席できなかった授業については，届出により，公欠扱

いとする。

- 4 公欠の届出は、別紙様式3「授業公欠届（感染症）」により、学生が所属する学部等の教務担当係へ医師の診断書（治癒証明書（コピー可））と共に提出するものとする。

学部等の教務担当係は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡する。

- 5 公欠の授業の取扱いは、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

## II 感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合

- 1 感染症罹患者の発生に伴い、感染症の感染拡大を防止する目的で行う休業措置については、本学の危機管理対策に基づくものとする。

- 2 休業となった期間の授業の取扱いは、その都度、学長及び副学長（教育・学生担当）で協議の上、学長が決定するものとする。

- 3 休業の周知は、G m a i l，学内掲示、本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。

## 10. 一般周知事項

### 1 学生への連絡について

大学からの連絡事項は、原則として歯学部棟4階ホールに設置する掲示板により行うので、1日1回は必ず確認してください。

なお、一度掲示した事項は、学生に周知されたものとして取り扱い、掲示板を見なかったという理由で責任を免れることはできませんので、注意してください。

また、個別の連絡は、4階ホールへの「呼出」掲示若しくはE-Mailにて行います。

### 2 各種証明書等について

学割証・在学証明書等の各種証明書の発行は、以下に設置する証明書発行機を利用してください。

(鹿田地区)

管理棟 1 F (利用時間：月曜日 8：30～日曜日 0：00)

歯学部棟 2 F 教務第三係，4 F 学生ホール (利用時間：平日 8：30～17：15)

(津島地区)

一般教育棟 A 棟 1 F ロビー (利用時間：平日 8：30～18：00)

証明書の厳封が必要な場合は、発行機により発行の上、教務第三係まで申し出てください。

なお、パスワードは厳重に管理し、忘れた場合は、総合情報基盤センター若しくは教務第三係に学生証を持参の上、申し出てください。

### 3 願出、届出について

休学、退学等は、所定の様式により願い出てください。

一週間以上連続して欠席するときは、教務第三係へ欠席届を提出して下さい（病気の場合は医師の診断書添付）。

戸籍事項、保証人、連帯保証人の住所等に異動があったときは、教務第三係へ速やかに届け出てください。

校友会（歯学部）サークルが学外において行事を行うときは、あらかじめ所定の様式により歯学部長へ届け出てください。

### 4 奨学金について

日本学生支援機構奨学金、地方公共団体奨学金、民間団体奨学金等の募集に関することは、歯学部棟4階「授業料・奨学金掲示板」に注意し、必要な手続きを行ってください。

### 5 授業料について

代行納付手続者及び口座振替手続者は、大学の指定する振替日の前日までに指定口座に入金を行っておいてください。振込希望者は、大学から送付する振込用紙により指定する期限までに最寄りの金融機関から振込んでください。指定された期限内に納付せず、本人又は保証人に督促がなされた後なお納付しないときは、学則により除籍されます。

なお、授業料免除を希望する場合は、歯学部棟4階「授業料・奨学金掲示板」に注意し、必要な手続きを行ってください。

## 6 健康管理について

入学時に健康診断書の提出を義務付けていませんので、入学後は、本学で行う定期健康診断を必ず受診してください。

なお、健康診断未受診の場合、実習等を履修することが出来ない場合があります。

また、学生生活や修学等について相談したいことがある場合は、顧問教員、教務第三係、保健管理センター及び学生支援センター等へ気軽にお越してください。

## 7 白衣・学生氏名票について

実習時は、白衣を着用し、氏名票をつけてください。

白衣着用のまま学外へ出ることは厳禁です。

臨床実習用の氏名票は、臨床実習開始前に配付します。

## 8 学生用ロッカーについて

実習等で必要な教材・器具等を保管するために、2年次生以上に学生用ロッカーを貸与します。ロッカーは、当番を決めて清掃を行い、常に整理・整頓に心がけてください。

なお、卒業又は退学時にはロッカー内を清掃し、鍵を返却してください。

## 9 本学部講義室等利用の上での注意事項

講義室等の使用、集会又は掲示の必要が生じたときは、教務第三係に願い出てください。

講義室等を使用するときは、火災・盗難の予防及び備え付けの器具等の保全に留意し、室内は常に整理・整頓に心がけてください。

講義室等は、当番を決めて清掃を行ってください。

なお、鹿田キャンパス構内は全面禁煙です。

## 10 その他

### ・学外からの呼出しについて

学外からの呼出しには応じません。また、学生の住所その他の個人情報は、学外者及び一般学生等には知らせないので、必要な方にはよく連絡しておいてください。

### ・郵便物について

サークル等宛……………4階学生ホールのレターボックスに配付するので、サークル代表者等は随時確認し持ち帰ってください。

その他宛……………「呼出」掲示により配付します。

※個人宛での郵便物については、取り扱いませんのでご注意ください。

### ・実習器具の貸与について

大学より貸与される器具は、別紙のとおりです。配付・回収は、教員の指示または掲示により通知しますが、退学時は教務第三係へ返却してください。

実習器具を破損し、使用不能となった場合は、実習器具交換願と破損器具を提出し交換して下さい。学生の責による器具の紛失時は、各自又はグループ等が自費により同一メーカー同規格の器具を現物弁償しなければいけません。

なお、別紙以外の器具については、関係専攻分野、学生技工室の指示を受けてください。



#### 4、5年次実習器具貸与一覧表

番号	品名	規格	数量
1	エバンス彫刻刀	JM	1
2	石膏ヘラ	JM樹脂柄	1
3	技工ノギス	JM	1
4	石膏刀	JMA型	1
5	プラスチックボール	JM大, 青	1
6	ローベラ	JM # 1	1
7	〃	JM # 31	1
8	技工用ピンセット	JM直	1
9	セメントヘラ	JM両頭	1
10	デンタルボックス		1
11	歯科用ミラー	4Pホルダー付	1
12	歯科用ピンセット	コーク上	1
13	エクスプローラー	# 5	1
14	〃	# 8	1
15	スプーンエキスカベーター		1
16	錬成充填器	山浦 # 13	1
17	ステンレスバット	JM石川	1
18	マジックバースタンド	JMエンジン用	1
19	角薬ビン	堀内, 色(透明)	1
20	ガラス練板		1
21	コンポジットレジン充填器	山浦 # C	1
22	アマルガムキャリアー	HPI型	1
23	アマルガム充填器	山浦 # 1	1
25	プライヤー	山浦, ピーソー, 3枚	1
26	ユニティ咬合器	B型	1
27	STリング	L	1
28	〃	M	1
29	円錐台	L	1
30	〃	M	1
31	アミトレーA	上下組	1
32	オスロンモールド		1
33	トレーレジンボール		1
34	トレーレジンスパチュラ		1
35	咬合紙ホルダー		1
36	パイル皿		1
37	ダッピンググラス	緑	1
38	〃	青	1
40	レジン混和器	GCアクロン混和器	1
56	ワイヤーニッパー	山浦, 新型	1
65	ホーププライヤー	TG製, YS-501	1
71	金冠バサミ	山浦(曲)YS-211	1

## 5、6年次実習器具貸与一覧表

番号	品名	規格	数量
1	エバンス彫刻刀	JM	1
2	石膏ヘラ	JM樹脂柄	1
3	技工ノギス	JM	1
4	石膏刀	JMA型	1
5	プラスチックボール	JM大, 青	1
6	ローベラ	JM # 1	1
7	〃	JM # 31	1
8	技工用ピンセット	JM直	1
10	デンタルボックス		1
25	プライヤー	山浦, ピーソー, 3枚	1
26	ユニティ咬合器	B型	1
27	STリング	L	1
28	〃	M	1
29	円錐台	L	1
30	〃	M	1
36	パイル皿		1
37	ダップングラス	緑	1
57	プライヤー	山浦, R74ヤング, 3枚	1
58	〃	山浦, 河辺2号, 3枚	1
74	ダップングラス	茶	1
75	インレー形成器	SM-101-401-1	1
77	咬合器	塩田デンタルホビー-L	1
78	マグネット	塩田デンタルホビー-L 装着用, 1組, 2個	1
79	南加大式咬合器		1
80	ダイロックトレーパーシャル		1